令和８年度第１回東京都北区バリアフリー基本構想推進協議会・区民部会 議事要旨	
日時	令和８年８月 21 日（金）午後２時００分～午後４時００分
場所	北とぴあ（14 階スカイホール）
出席者	[委員]（敬称略・順不同） 対面：髙橋儀平、丹羽菜生、井上良子、中村恵子、藤沼三郎、遠藤吉博、大八木剛、吉田耕一、花山明弘、山中將男、鈴木啓三、菊池立身、島田司（代理）、羽畑大介（代理）、杉戸代作、石本昇平、市川貴之、荒金昇二、藤木泰彦、松本剛、倉本広太郎、佐藤英郎、久武雅人、清水孝彰、 計 24 名（うち代理：２名、協議会委員：21 名） オンライン：誉田加奈子、河奈正道、渡邉麻純、髙木純子（代理）、荒井大介、髙瀬晴加、斎藤竜一（代理）、和田奈津美、松戸知春、平野純、岡野大 計 11 名（うち代理：２名、協議会委員：11 名） [事務局] 北区まちづくり部都市計画課：栃尾、田原、鵜飼、矢坂 [オブザーバー] 警視庁交通規制課
欠席者	[委員]（敬称略・順不同） 野口祐子、市川幹、丹野克哉、高岡和宏、成川友英、江田譲、村松良臣、柿沼真理子、福島輝、橋本孝、太田雅一 計 11 名（うち協議会委員：10 名）
次第	１　開会 ２　事務局あいさつ ３　委員委嘱・委員紹介 ４　会長・副会長あいさつ ５　議題 （１）バリアフリー基本構想（全体構想）の改定に向けて （２）改定基本構想の骨子について （３）重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の設定について ６　閉会
資料	・次第 ・北区バリアフリー基本構想推進協議会・区民部会　委員名簿 ・北区バリアフリー基本構想推進協議会　設置要綱 ・資料１　バリアフリー基本構想（全体構想）の改定に向けて ・資料２　改定基本構想の骨子 ・資料３　重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の設定 ・参考１　北区バリアフリー基本構想の概要 ・参考２　区内概況の整理 ・参考３　北区バリアフリー基本構想【最終評価】（概要版） ・参考４　用語集 ・参考　重点整備地区比較用図面（当日配付）

要旨
1．開会 ・写真撮影、録音の承諾 2．事務局あいさつ ・栃尾（都市計画課長）よりあいさつ 3．委員委嘱・委員紹介 ・協議会委員４４名、区民部会委員２２名について、配付名簿をもって紹介 ・栃尾（都市計画課長）より今年度からの新任委員２名の紹介 ・栃尾（都市計画課長）より事務局職員の紹介 ・出席人数の報告：設置要綱に基づき、定足数を満たしていることを確認 ・配付資料の確認 4．会長・副会長あいさつ ・髙橋会長、丹羽副会長よりあいさつ ・傍聴希望者の許可・入場（１名）
5．議題 （１）バリアフリー基本構想（全体構想）の改定に向けて ●事務局より資料１を説明 事　務　局　：当協議会に先立ち、欠席の野口委員から事前にご意見をいただいているため共有する。 １つ目は、精神障害者や外国人等への配慮を改定基本構想にどのように位置づけるのか、というご意見である。位置づけについては今後検討し、第２回協議会の中で一定程度の考えをお示ししたい。 ２つ目に、参考資料２を見ると高齢者の全体数や高齢化率は減少傾向にあるように受け取れるが、実態として後期高齢者数は増加している点を考慮すべきではないか、というご意見をいただいた。これについては、自治体として高齢化率が減少していると示すと、バリアフリー化の必要が少ないとの誤解を与えてしまう恐れがあるので、基本構想のとりまとめの際は表現を検討したい。 ３つ目に、これまで北区で行ってきたまちあるき点検では、改修箇所を確認する内容が中心となっているが、今後は商店街等の日常生活に身近な施設を一体的・面的に捉えてまちあるき点検を行うべきではないか、とのご意見をいただいた。これについては、改定基本構想の推進段階で、日常生活にかかわる施設を対象としたまちあるき点検の実施を検討していきたい。 会　　長　：資料１について、野口委員から外国人の実態、高齢化の問題や精神障害者の問題、まちあるき点検について、日常生活のエリアの点検が必要ではないかとご指摘があったということであった。 議題１について、各委員からご意見をいただきたい。 副　会　長　：子ども向けアンケートは継続的に行っているものか。 事　務　局　：今回のアンケートの内容は基本構想の改定に特化したもので、継続的に実施しているものではない。

副　会　長　：機会があればアンケートの内容を共有していただきたい。
事　務　局　：第２回協議会の際にアンケート結果の概要は説明予定である。
会　　長　：調査項目を教えていただきたい。本日は欠席だが、教育機関の代表として校長先生に参加いただいていることに加え、教育の問題が重要になっており、学校施設のバリアフリー化も加速しなければいけないと私どもも発信している。
事　務　局　：質問は４項目としており、夏休み期間での回答をお願いしている。設問１として各回答者の学年等の属性、設問２として啓発動画の感想・北区のまちづくりに必要な工夫、設問３として日頃の生活や体の不自由な方との関わりについて・体の不自由な方との遭遇経験の有無・その際にとった対応、設問４としてこれからバリアフリーについて関わってみたいこと・心がけたいことを質問している。
会　　長　：ぜひ回答者と直接意見交換ができるとよいが、おそらく難しいと思うため、また校長先生が参加された際にそのような話も含めて皆様と議論できればよい。

（２）改定基本構想の骨子について

●事務局より資料２を説明

事　務　局　：こちらも野口委員から事前にご意見をいただいたため共有する。
１つ目は、北区新庁舎など、計画期間内に新設・改修予定の施設も含めた位置づけが必要なのではないか、というご意見である。改定基本構想は令和 18 年度を目標年次に定めている。既存施設だけではなく新設・改修予定の施設についても、現時点で情報共有が可能なものについては位置づけながら基本構想の改定を進めていきたい。
２つ目に、基本理念の「「気づき」を共有し、カタチにする」について、北区では気づきを共有する部分の対応が遅れているのではないか、とのご指摘を受けた。最終評価でも、区民の方々が区の取組を知る機会やこころのバリアフリーを啓発する機会が十分とは言えないという課題が挙げられている。そのようなことも踏まえて、気づきを区民や施設管理者に情報共有する方法を検討しながらしっかり対応していきたい。
会　　長　：事務局より資料２を説明いただいた。この内容について、ご意見をいただきたい。
委　　員　：「「気づき」を共有し、カタチにするまち　北区」を強調しているが、高齢者・障害者だけでなく、妊産婦、子育て世代、外国人もこれからまだまだ増えてくる。これらの方々のよく利用する施設はそれぞれ様々である。これらの方々からも施設利用の際の不満や困りごとなどについてアンケートを取り、どのような場所・場面でバリアフリー化が必要か、それぞれの立場にあった気づきを明確にしたほうがよい。
会　　長　：とても重要なご指摘である。北区に限らず各地域や機関でコミュニケーションや窓口対応・説明の仕方等様々の問題がある。これらについて、改定基本構想の中では具体的に見えていないが、どのような対応を考えているか。
事　務　局　：本日いただいたご意見を踏まえて、どのような対応が可能か検討させていただき、次回の協議会までには報告したい。外国人が増えてきて、文化やルールが異なる中で、どうコミュニケーションを図るかということは重要な課題だと認識している。
会　　長　：前向きに検討するということだと受け取った。

委　　員　：「北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会」は、精神障害のある方の生活支援を行っている団体である。当協議会への参加当初から、こころのバリアフリーの推進方法について考え続けてきたが、自分の中でなかなか効果的なアイデアが湧いてこない。他の自治体ではこころのバリアフリーをどのように推進しているかなど、検討の参考になる情報を次回協議会までに共有いただきたい。

事　務　局　：こころのバリアフリーの推進方法には我々も非常に悩んでいる。他自治体の先進事例等を調べて共有させていただく。

会　　長　：事務局で先進事例を調べて教えていただきたい。

委　　員　：こころのバリアフリーの話が出たが、今年度新たに小学校の校長先生と子育て支援の関係者が委員になられて良かったと思っている。次回の子ども向けアンケートの結果も楽しみにしている。可能であれば教育委員会の方など、北区の教育全体に影響を及ぼすことができる立場の方に参加いただいて、幼少期からのこころのバリアフリーを推進していただきたい。

また、「北区肢体不自由児者父母の会」では多くの方が都立北療育医療センターにお世話になっており、そこには通所施設があるため、通院される方もいる。療育医療センターは都内でも少ないなかで北区の十条台に立地しているが、令和 18 年度に桐ヶ丘に開設予定として現在移転改築計画が進んでいる。現在十条台にある北療育医療センターには、板橋駅と王子駅からバスが出ており、同時に北療育医療センターの前には障害者スポーツセンターがあるため、王子駅と池袋駅から往復のバスが出ている。通所バスも別に出ているが、そのようなバスを最寄り駅から利用する方や自家用車で通院する方も、移転に伴い桐ヶ丘に通わなければならなくなる。北区だけではなく、都内の広範囲の方が北療育医療センターを頼りにして通っているのが現状である。バスルートやバス停の位置などがどうなるかを利用者は心配している。例えば赤羽駅は駅から離れたところにバス停があるため、車いす使用者の乗降には困難が伴う。バスの発着点がどこになるかわからないが、交通手段についても基本構想の中に含めて、利用者がより安全でスムーズに新しい北療育医療センターに通えるように考えていただきたい。

事　務　局　：教育関係については、現場の生の声を聴きたいということで、学校の代表として校長先生に本協議会に参加いただいた経緯がある。ご意見のあった教育委員会については検討する。

また、北療育医療センター移転後の交通手段について心配されているということであった。この施設については、移転を見越した生活関連施設への位置づけを予定しており、資料３の７ページ目の赤羽地区の生活関連施設一覧に掲載している。具体的な各施設におけるバリアフリー事業や、施設までのアプローチなどの経路と一体となった検討は、令和９年度の特定事業計画の検討における各施設管理者との意見交換等の中で深めていきたいと考えている。

会　　長　：令和 18 年度開設予定とのことで期間があるが、早め早めに情報提供できればいいと考える。

委　　員　：今回はバリアフリー法の改正に合わせて基本構想を検討しているということだが、その関連で２点お聞きしたい。
１つは、バリアフリー法 24 条の２の移動円滑化促進方針で、マスタープランを作成することが努力義務になっている。資料２の２ページによると地区別構想が法定基本構想となり、全体構想は特に法の下に位置づけないとなっているが、全体構想は促進方針そのものではないのか。北区全体に関わる方針としてマスタープランとすれば国や北区の実績にもなるため、検討いただきたい。
もう１つは、教育啓発特定事業が追加されているが、具体的な内容がよくわからなかったため教えていただきたい。大きく学校教育での啓発と、一般住民・区民に対する理解促進など、まさに北区が先取りしてやってきたことが法律に含まれたということだと思っている。これに関して他自治体の先行事例があれば教えていただき、よい事例は北区にも取り入れられればよい。

事　務　局　：マスタープランを作成せずとも基本構想なり地区別構想でその役割を果たせていると認識しており、改めて作成することをしなかった。本日いただいた意見については、再度我々で咀嚼して検討したい。
また、教育啓発特定事業の先行事例についても、調べた上で紹介させていただきたいと考えている。

委　　員　：マスタープランは任意であればどちらでもよいと思ったが、努力義務になっているので作成したほうが良いと思っている。検討していただきたい。

会　　長　：基本構想も努力義務である。北区の場合、マスタープラン制度創設前から既に区内全域を対象エリアとして考えていこうという方針であり、マスタープラン制度ができてもあまり怖がらずに基本構想として進めていこうという側面があった。マスタープランで記載すべき内容等を踏まえて、北区の基本構想がどれほど進んでいるかということを次回説明していただければ、ご理解いただけると思う。
また教育啓発特定事業については、どこの自治体も苦労している。事業者の研修なども含めて、どう推進していくかは悩ましい部分であり、重要である。

委　　員　：参考２から、10 年間での変化を感じてわくわくした。先ほど野口委員からも話があったが、高齢化率というより人数の問題で、高齢者数も障害者数も統計的には減っていないという現状がある。それに加えて外国人比率が高まっている現状もあり、それらに対応の重点を置いていかないといけない。鉄道駅のホームドアの設置やバリアフリールートの変化はありがたい。21 ページの音響式信号機について、千代田区や新宿区、港区に設置数が多いのはわかるが、北区ではそれらに次ぐレベルで設置されており、どおりで区内が歩きやすいと合点がいった。
資料２に戻るが、基本方針の４つの柱についてである。「①施設・経路等のバリアフリー化の推進」と、「②デジタル技術を活用した情報のバリアフリーの推進」に関わることであるが、私は視覚障害があるため、街中を歩く際はナビゲーションを使っている。最近は、施設にたどり着くまでだけでなく、屋内においても移動円滑化に向けての技術が進んできているようである。交通施設の中でも移動ができるようになると

よい。街中のバリアフリーと同様に、情報がスマートフォンにも届くような時代になってきたため、色々な最新技術をキャッチアップしていただきたい。バスの時刻表なども昔は本当に見にくく乗車を諦めることもあったが、今は電光掲示で拡大することができるのでありがたいと思っている。

また、「③意識啓発を通じたこころのバリアフリーの推進」に関連して、今は安心メールなどが警察から入るようになり、色々な身近な情報を手に入れられる。翻訳アプリなどを通じて日本語を簡単に多言語化できるため、このような暮らしの情報なども外国人向けにも発信できると良い。自転車の通行ルールなどを十分に知らない方も多いと感じている。実際の交通ルール違反・事故事例を契機に注意を促し、外国人だけでなく我々も含めたマナーアップにつなげるような活用ができるのではないか。

会　　長　：音響信号機が多い理由は何かあるのか。要望が多い場所を優先しているのか。警視庁の方にお聞きしたい。

委　　員　：着任して１年ほどのため詳しくはわからないが、要請があればそれに基づいて設置しているため、恐らく当時から要請が多く、積極的に設置してきたのだと思う。

会　　長　：屋内ナビゲーションや多言語化の話があったが、様々なツールが用意されてきているため、事務局には検討いただきたい。

事　務　局　：屋内ナビゲーションや施設内における案内の先進事例に加え、全国的に交通ルールやごみの捨て方に関することも問題になっているため、区で実施している多言語化等も含めて、時間のあるときに事例紹介をさせていただきたい。

音響式信号機についてオブザーバーに尋ねたところ、北区の場合 10 年前から基本構想を定めており、これに基づき警視庁では交通管理者の立場で交通安全特定事業計画を策定している。この特定事業計画に基づいて積極的に音響式信号機の設置を進めてきたため、結果的に基本構想を策定していない自治体よりは多くなっているのではないかとのことである。

委　　員　：盲学校に勤務しているが、見えにくい児童もいれば見えない児童もおり、うっかり資料の点字化を忘れたりすると見えない児童には何も伝わらない。外国人だけでなく、区民に物事を伝えるにしても、伝わらない伝え方をしても意味がないため、生活全般に関して伝え方を工夫していけると良い。

委　　員　：「北区シニアクラブ連合会」は高齢者団体であり、100 程度の活動があるが、活動場所はほとんど会館やふれあい館である。会館や体育館は申込方法がデジタル化しており、半年規模で一度に空いている日程がわかり便利である。一方ふれあい館は、３ヶ月に１度所定の日に出向かねばならず、非常に不便である。早めに改善いただきたい。

事　務　局　：ふれあい館の申込方法への改善要望として、所管課にご意見をお伝えする。

会　　長　：デジタル化もよいが共通な仕様に統一してほしいとのことだった。ぜひ所管課に伝えていただきたい。

副　会　長　：基本理念が前回と同じということで、「だれにとっても公平なバリアフリーのまちづくりを実現（カタチに）することを目指します。」と記載しているが、今皆様にお話

しいただいた様々な意見を聞く中で、目指すべきは「共生社会の実現」ではないかと感じた。「ユニバーサルな社会」というのは考え方としてあって、北区として目指すものはさらにその先の「共生社会」なのではないか。

会　　長　：このあたりは扱いが難しいと思うが、協議会の中で最終的にご意見をいただくのがよい。事務局には引き続き提案していただきたい。

５ページ目の目次構成について、現行基本構想（全体構想）の第５章で３つに分かれていた内容が、改定基本構想（全体構想）の目次構成案では第４章の中で「ソフト施策等の推進（こころと情報のバリアフリー等）」の１つにまとめられている。それぞれ狙いや具体的な内容が少し異なってくるため、こころのバリアフリーと情報のバリアフリーの項目は独立させたほうが良い。情報のコミュニケーションにはツール的な側面もある。先ほど花山委員がおっしゃったように様々な機器の活用等につながっていくため、従来通り別々にして議論していったほうがよい。

もう１点、１ページ目の基本方針「③意識啓発を通じたこころのバリアフリーの推進」について、「引き続き、「障害の社会モデル」の理解の広がりと定着を目指し、」とあるが、重要なのは理解をしてその後どうするかということのため、行動変容に繋がるような積極的な書き方をしたほうがよい。こちらも次の機会に議論いただきたい。

（３）重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の設定について

●事務局より資料３を説明

事　務　局　：こちらも野口委員から事前にご意見をいただいているため共有する。

１つ目は、資料の１ページ目から５ページ目までを通して、後期高齢者の中には鉄道を利用する機会が少なく、100～200m程度を歩くのが精一杯という方がいる。現行基本構想では徒歩圏を駅から半径 500m～１ｋｍとしているが、高齢者の実態を考えると設定距離が長いのではないか。駅を中心に考えるだけではなく、自宅近くの商店街、金融機関、医療施設等の日常生活に必要な施設を利用できることを基本構想の中でも強調していくべきである、とのご意見をいただいた。重点整備地区の設定の考え方としては半径 500m～１ｋｍを基本として設定しているが、北区においては区全域に各方々が利用する施設が点在している事実がある。そのため駅周辺に限らず赤羽・滝野川・王子の３地区、区全域を重点整備地区と設定してきており、引き続き設定していきたい、と説明差し上げた。ただし、今は 500m圏内・１ｋｍ圏内・徒歩圏内という言葉が強調されているため、駅を基本とした移動円滑化だけではなく、日常生活に必要な施設同士を結ぶネットワークという考え方がもう少しわかりやすく伝わるように、資料３の２、３、５ページについては表現の工夫を検討していきたい。

２つ目に、生活関連施設及び生活関連経路の地図に商店街の位置を落としているが、商店街の名称がわからないとのご指摘を受けた。地図の中に商店街の名称を落とし込んでしまうと記載される文字情報が多くなるため、こちらは最終的には、参考資料として、商店街の名称や位置がわかる資料をとりまとめていきたい。

	３つ目に、障害者の方に交付される「駐車禁止除外指定車標章」というものがあり、近年自転車通行空間にその車両の駐車が増えている印象があるが、考え方の確認をしたい。また、特定事業計画の中で位置づけられないような民間駐車場を利用する機会も多いが、そこへの対応をどう考えているか、とのご意見をいただいた。「駐車禁止除外指定車標章」と自転車通行空間との関係性については、区の交通事業担当部署や警察庁の交通規制課に確認をしたところ、道路の端にあるブルーの矢羽根型路面標示については法定外であり、駐車禁止の規制を設けるものではないとのことであった。一方で自転車専用通行帯が定められている箇所については、駐停車には法的な規制があるとともに、そこに駐車した場合に重大な事故につながる可能性等を考慮すると、駐車することは望ましくないとの話であった。最後に民間駐車場への働きかけについて、特定事業を設定しない施設への統一した対応は難しいが、特定事業計画を各施設管理者と検討する中で、民間駐車場管理者とやりとりする機会もあるため、野口委員からいただいたご意見については共有していきたいと考えている。
会　　長 ：	後期高齢者に限らず、移動の困難な方も含めて、半径 500m～１ｋｍの駅勢圏以外をどのように補完するか、改定基本構想の中で見えるとよい。併せて、商店街は店舗が中心になっているのではないかとのご指摘があった。この点については他自治体でも先例がないと思うので、北区が率先して工夫していけるよう、私からもお願いしたい。駐車については自転車通行空間や交通ルールとの関係もあるので難しい部分もあると思うが、可能な範囲で対応していければよい。 それでは皆様からご意見をいただきたい。
委　　員 ：	生活関連経路と生活関連施設の関連で質問である。北区新庁舎や北療育医療センターのように計画期間の 10 年の間に移転・開設する施設がいくつかある。また、今一覧に入っているサンスクエア有料駐車場は来年度に閉鎖・解体される。そのような施設についてどのように考えるか。新庁舎は順調に進んでも令和 15 年に開業のため、今後６年間は現庁舎ということになるが、王子地区の地図には現庁舎の位置は載っていない。北療育医療センターも令和 18 年度開設のため、今後９年間は今のままである。現行施設が存続している間のバリアフリー方針と、新しい施設でのバリアフリー方針の両方が必要なのではないか。サンスクエア有料駐車場についても、解体される施設を位置づけるのか、というところを教えていただきたい。
事　務　局 ：	計画期間の中で新しくなったり閉業したりする施設があることは重々認識している。現状お示ししている中で齟齬があれば修正するとともに、移転が決定して明らかになっているものについては極力新しいところを盛り込みたい。開業が先になる場合は現行施設についても、という点については、一度事務局で考え方を整理し、両方掲載するのか、新しい施設だけにするのかは内部で検討させていただきたい。 主要な生活関連施設一覧表の青字が新規施設である。８ページ目の王子地区の図面に区役所としてプロットしている位置は新庁舎の決定地である。各施設管理者がこの基本構想の中でどこまで情報を開示できるかといったことも関わってくるが、広く公開できる情報については、新しい予定地として積極的にプロットしている。新庁舎の設

計については協議会の中でもご意見をいただいており、協議会と新庁舎担当部署との意見交換の場を設定できるよう検討しているところである。

会　　長　：移転や開業に関する情報が開示できるかどうかや設計段階に入っているかどうかがポイントになる。また、この基本構想が策定されると新たに組み込むのが難しい部分があるが、可能な限り対応していただけるということである。

委　　員　：資料３の６ページの「赤羽地区の主要な生活関連施設及び生活関連経路」を見ていただきたい。我々は重度身体障害者のグループホームとして、災害時に㉓赤羽西福祉工房に避難する。グループホームがあるのは北赤羽駅右側にある⑱あたりである。東京北医療センターが㉒で、都立北療育医療センターが⑮である。これらの施設間を車いす使用者を介助しながら歩いてみたが、長い上り坂でとてもではないが移動が難しい。長い坂の途中に踊り場のような休憩できる場所を設けられないか。

もう１点、資料１の地区懇談会やまちあるき点検などは、障害当事者や家族だけではなく、重度身体障害者施設の職員などの意見も聞いていただけると、車いす使用者が団体で行動するときの大変さなど、介助側からの視点も把握できてよいと思う。

また、参考 2 の７ページに駅のバリアフリー状況が掲載されており、今はエレベーターの設置が進められて２方向からアクセスできるようになってきて非常にありがたいが、このバリアフリー化を早く進めていただきたい。王子駅はメトロからエレベーターで上がってきても、ＪＲに行くためには北口を通り越して信号をコの字型に渡って南口まで行かないとエレベーターに乗れない。赤羽駅も南口からしかエレベーターにアクセスできないため、エキュートに行きづらい。ホームドアについても、未だに視覚障害の方が年間に何人かホームから転落する事故がある。予算の関係もあるとは思うが、可能な限り早く対応できると良い。

事　務　局　：１点目について、坂の途中で休憩できる場所に関しては、なかなか道路の構造を考えると難しい。道路延長が決まっている中でフラットな場所をつくるには、その他の場所で勾配を急にせざるを得ない。また、道路に接する既存宅地との関係もあり、すぐに対応できることではない。ご意見として所管課には伝えるが、様々な要件があり現実的には厳しいと考えている。

２点目の介助者のご意見も聞いてほしいということについては、実際に介助されている立場からの視点も施設や道路を整備する上で重要だと考えるため、機会をつくっていきたい。

また、バリアフリールートについて、２ルート目というのは場所の制限など様々な障壁がある。例として挙げられた王子駅については、今年度中に都市計画決定をする再開発で、東京メトロと地上部、王子駅の中央改札がバリアフリーでつながる計画であると伺っている。お時間をいただき、経過をご覧いただきたい。ホームドアについても、ＪＲでは順番に整備を進めていると伺っている。概ね 2028 年度末までに終えて、最後が 2031 年度に終わる予定ということである。

会　　長	：	坂道における平坦部の対応などは難しい部分もあるということだが、それを踏まえてどう対応するかなども話し合いが必要であると思う。団体職員の方も含めた意見交換会など、検討いただけるとよい。
委　　員	：	東京メトロから補足説明したい。王子駅については事務局から説明いただいたとおり、駅前再開発に伴い、ＪＲがエレベーターを整備している中央口付近に縦動線を整備する方向で開発業者と調整している。地下をかなり薄くして通路を通すかたちになるためより費用がかかるが、開発事業者側だけだと整備が難しいということで、弊社も一部費用を負担することで、見込みがようやく立ってきたところである。こちらについては王子共創会議という会議があり、その資料を北区のホームページ上で公開しているため、よろしければご覧いただきたい。
副　会　長	：	商店街も生活関連施設に入れてほしいというのは、500 ㎡未満の小規模店舗も入れていただきたいということであると思うが、事務局からは「検討する」という回答であった。すぐに含めることは難しいと思うが、４ページ目の中で「500 ㎡未満の小規模店舗」という項目を入れていただければ、今後の検討事項として理解が進むのではないか。
事　務　局	：	小規模店舗に関しては、３ページ目の表の生活関連施設の推進方法の中で、主要な生活関連施設以外で特定事業の設定に至らない施設についても記載している。ただ野口委員のご指摘のように、生活関連施設にも位置づけられない施設への働きかけは難しいと感じている。例えば商店街の小売店舗などの生活関連施設にも位置づけられないような施設について、どのような働きかけができるかは、持ち帰って検討させていただきたい。
会　　長	：	生活関連施設にはすべての店舗が関わってくるので、工夫していただきたい。
委　　員	：	生活関連経路というのは人の移動が多いところだと思っているが、実際の人流はどうなのか。人流が多いところにうまく重なっているといいが、取りこぼしていないか。また、資料３の５ページ目の「マスタープランにおける移動ネットワーク」で太くなってるところは当然整備されていくと思うが、野口委員が指摘したような身の回りでいうと、台地部と低地部の境界における移動が一番難しい。ここで議論することではないかもしれないが、家を出たところの段差や急な勾配について、そこを補うような区の政策はあるのか。
事　務　局	：	都市計画道路等で新たに道路を拡幅する場合は、道路設計の中で既存の宅地とのすりつけを工夫しながら工事している。逆に道路が先にあってそこに宅地を整備する場合には、建物の設計のほうで段差のないように設計するのが一般的である。それらをバリアフリー関係として区で取り組むとすると、住宅課の住まい改修支援助成などが活用可能であると思う。 また、生活関連経路と人流との関係について、この中で示している生活関連経路は生活関連施設への最短経路として設定しているため、実際の人流とマッチしているかまでは把握していないのが実情である。

会　　長	：	北区は地形上アップダウンが多いという特徴がある。そこをどのようにサポートするかは、人的な工夫も考えられる。まちあるき点検の際にバリアフリー化が容易なところばかりではなく、階段や急勾配のある場所などもみんなで一緒に見て回ることが重要である。これまでのまちあるき点検では主に整備完了後を確認してきたが、計画・設計段階から事前に確認をすることも重要であるため、事務局で検討いただきたい。本日初めて参加いただいた渡邉委員に、今までのところで何かご意見があればお願いしたい。
委　　員	：	子育て支援の立場から、今後の検討に関わり、意見を伝えていきたいと考えている。
6．閉会		
会　　長	：	事務局に宿題がたくさんできた。色々大変だと思うが、ぜひよろしくお願いしたい。また、協議会の場以外でも基本構想に関連することは忌憚なく事務局に連絡をいただき、事務局には対応していただけるとよいと思う。まずは全体構想を改定し、来年度は地区別構想を改定する。本日は地区別構想にも関わるご発言が多くあった。引き続き委員の皆様の闊達なご意見をいただきたい。
事　務　局	：	お忙しい中貴重なご意見を賜りありがとうございました。事務局としても宿題をたくさんいただいたので、これから頑張っていきたい。引き続きご協力をお願いする。本日は誠にありがとうございました。